

消費税率の変更に関する当所の対応について

令和元年10月1日から消費税が10%となります。

当所では、**9月30日17時までにご入所手続きを行った方は、消費税8%とさせていただきます。**



※消費税率の変更日をまたぐ場合の教習料金に関しましては、直接お電話にてお問合せください。

ご入所をお考えの方は、9月中の入所がおすすめです。
お早めのお手続きをお願いします。

令和元年9月1日

群馬にっただ自動車教習所